

日薬連発第152号  
平成29年3月9日

加 盟 団 体 殿

日 本 製 薬 団 体 連 合 会

新医薬品の再審査期間の延長について

標記について、平成29年3月3日付け薬生薬審発0303第9号にて厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長より通知がありました。

つきましては、本件につき貴会会員に周知徹底いただきたく、ご配慮の程よろしくお願い申し上げます。

薬生薬審発 0303 第 10 号  
平成 29 年 3 月 3 日

日本製薬団体連合会会長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長



新医薬品の再審査期間の延長について

標記につき、別添写しのとおり各都道府県、保健所設置市及び特別区の衛生主管部(局)長宛て通知しましたので、貴会におかれましても各会員に対する周知方、御協力お願いします。





薬生薬審発 0303 第 9 号  
平成 29 年 3 月 3 日

各 

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部 (局) 長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長  
( 公 印 省 略 )

### 新医薬品の再審査期間の延長について

医薬品及び医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和 35 年法律第 145 号) 第 14 条の 4 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり新医薬品の再審査期間が延長されたので、御了知のうえ関係各方面に対し周知されるようお取り計らい願いたい。

### 記

小児集団における使用経験の情報を集積するため、小児の用量設定に関する治験を実施する必要があると認められたもの

アロキシ静注 0.75mg、アロキシ点滴静注バッグ 0.75mg

(大鵬薬品工業株式会社)

延長された再審査期間：平成 32 年 1 月 19 日